

平成19年9月10日現在

平成19年4月10日付け通知に基づく
広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所
監査実施結果について

1 監査実施事業所数

2, 177 事業所

2 行政処分等の状況

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 事業所の指定取消又は指定取消相当 | 46 事業所 |
| ・指定取消又は指定取消相当通知済 | 45 事業所 |
| ・今後指定取消の手続をとる予定 | 1 事業所 |

うち、
(株)コムスンについては、
　・指定取消又は指定取消相当通知済 37 事業所

- | | |
|-----------------|---------|
| ② 改善勧告 | 191 事業所 |
| ・改善勧告済 | 140 事業所 |
| ・今後改善勧告の手続をとる予定 | 51 事業所 |

うち、
(株)コムスンについては、
　・改善勧告済 115 事業所

3 返還金等の状況

① 指定取消又は指定取消相当に該当する返還

| | |
|------------------------|-----------|
| 指定取消又は指定取消相当の事業所数 | 46 事業所 |
| うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 | 45 事業所 |
| 返還予定額 | 18億2918万円 |

(株)コムスンについては 37 事業所
うち現在までに返還予定額の報告があった事業所 37 事業所
返還予定額 12億4296万円

② 指定取消又は指定取消相当以外の返還

- 返還予定事業所数及び返還予定額ともに精査中

※ 指定取消相当とは、「指定取消処分前に事業所の廃止届が提出され
取消処分に至らなかったもの」をいう。